



利用者負担額（保育料）のしくみ



私立認定こども園【保育認定】等
利用者向け案内

利用者負担額とは

子ども・子育て支援新制度は消費税などを一部の財源として社会全体で支える社会保障制度となりました。保育所や幼稚園等の運営に必要な経費は国や県や市からの負担金や補助金等によってまかなわれています。

利用者負担額とは利用にあたって必要な経費の一部を利用者が世帯の所得に応じて負担するというものです。本市では国の示す基準額に比べ、さらに軽減を行っており、その差額については市が負担しています。

どうやって利用者負担額は決まるの？

保護者の皆様に毎月納めていただく平成30年度の利用者負担額は、『子どもの年齢』（平成30年4月1日時点の満年齢）、父母およびそれ以外の扶養義務者（祖父母などが家計の主宰者（おもに生計を維持する者）※である場合に限る。）の『該当年度の市町村民税額の合計額』および『保育の必要量』（保育所・認定こども園を利用する保育認定子どもの場合に限る。）に応じて階層を決定します。

平成30年度の場合、平成30年4月～8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成29年度の市町村民税額の合計額により算定し、概ね4月中旬頃にお知らせします。

平成30年9月～平成31年3月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成30年度の市町村民税額の合計額により算定し、概ね9月中旬頃にお知らせします。

なお、途中入園された方も同様に算定し、入所(園)月の中旬頃にお知らせします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく利用者負担額					当年度の市町村民税に基づく利用者負担額						

加えて、3歳児以上児は利用者負担額の外に、給食の主食費が必要となります。

兄や姉がいる場合の利用者負担額はようになりますか？

満0歳児から満5歳児までの範囲内に子どもがいる世帯において、同一世帯から2人以上の子どもが保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している場合において、利用者負担額は、年齢の高い子どもから順次正規利用者負担額の全額、1/2、無料となります。また、世帯によって取扱が異なります。詳しくは、P4以降をご覧ください。

0歳	1歳	2歳 第3子 無料	3歳 第2子 半額	4歳	5歳 第1子
それぞれが保育所等を利用していることが条件となります。					

なお、認可外の保育施設を利用している場合は対象外となりますのでご注意ください。

※【両親以外の方が家計の主宰者となる場合】

- 両親の前年の給与収入額計（事業を営む者については所得金額計）が、所得税法上の被扶養者となりうる額である場合は、子どもと同じ住所に居住している父母を含めた子どもの扶養義務者（祖父母など）のうち、収入（所得）額が最多の者が家計の主宰者となります。
- 上記に該当する者がいないときは、子どもを税法上の扶養としている者や、健康保険等において扶養親族としている者など、家計の主宰者として認定することが適当と認められる者を家計の主宰者とします。

提出する必要な書類は何かありますか？



以下の表の①～⑤に該当する方は、必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

	世帯の状況	必要書類
①	平成29年1月1日現在で草津市に住民登録がなかった方	平成29年度の市町村民税課税証明書（非課税証明書）
②	平成29年度（8月までに入所の場合）もしくは平成30年度の市民税非課税世帯または所得割額77,100円以下の世帯でひとり親世帯の人	遺族年金証書の写し等 （ひとり親世帯であることがわかる書類） ※児童扶養手当対象者は提出不要
③	平成29年度（8月までに入所の場合）もしくは平成30年度の市民税非課税世帯または所得割額77,100円以下の世帯で在宅障害者世帯の人	障害者手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、療育手帳の写し、国民年金障害基礎年金証書の写し （在宅障害者世帯であることがわかる書類）
④	入所（園）子どもの兄・姉が私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している世帯の人	兄・姉の在園証明書
⑤	入所・入園子どものきょうだいで、生計は一だが住民登録が異なる者がいる	生計申出書

- 上記表の①の資料については所得者全員（父母およびそれ以外の扶養義務者〈祖父母などが家計の主宰者（主に生計を維持する者）である場合に限る。〉※）の書類が必要です。ただし、配偶者の扶養に入っている場合は、配偶者の書類のみ提出してください。（妻が夫の扶養になっている場合は、夫の書類のみ、夫が妻の扶養になっている場合は、妻の書類のみ提出してください。）
- 上記表の①の資料については住民登録のあった市町村で証明されますので、転入前の市町村の担当部署へお問い合わせください。
- 利用者負担額の算定においては、原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母等、両親以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。これに基づき、必要な世帯については、家計の主宰者にあたる方（祖父母等）※の資料を提出していただく場合があります。
- 結婚や離婚などにより世帯の構成に変更があった場合や勤務時間等が変わった場合などは、利用者負担額が変更となる場合がありますので、①～⑤にかかわらず「支給認定の変更申請書兼入所（園）申込書兼児童台帳」や「申請内容変更届」を提出してください。また、所得税や市民税の修正申告をおこなった場合などは、その写しを提出してください。

◎上記提出書類には、空きスペースに『利用施設名』、『子どもの氏名・生年月日』を必ず記入し、利用者負担額算定に必要な書類をすべて【平成30年度利用者負担額算定資料提出封筒】に入れ、提出してください。

※兄弟姉妹で入所・入園されている場合、すべての子どもの情報を記入してください（提出は1部で結構です）。

【寡婦（寡夫）控除のみなし適用の実施について】

ひとり親家庭のうち、配偶者と死別・離別した場合は税制上の寡婦（寡夫）控除が適用されますが、婚姻歴のない場合はこれが適用されません。

このため本市では独自に、婚姻歴のないひとり親家庭の利用者負担額について、寡婦（寡夫）控除をのみなし適用し、負担の軽減を図っております。

別途申請が必要となりますので、詳しくは幼児課（077-561-2365）までお問い合わせください。

利用者負担額に関する注意事項はありますか？

1. 利用者負担額の算定資料の未提出や期日を過ぎての提出は、利用者負担額の算定ができないため、**最高額**でお支払いいただくことがあります。
2. 未申告などの場合は、税額がわからないために利用者負担額が定まらず、**最高額**をお支払いいただくことがあります。
3. 施設に**在籍**すれば、**欠席をされていても**利用者負担額は**1か月分負担**いただきます。

入園子どもが年度途中で利用施設を**退園される場合**は、必ずその**月の10日**までに利用施設へ『退所(園)届』を提出してください。(例：7月末日退所希望の場合、7月10日までに提出してください。)

4. **修正申告**や**税の更正**をされた場合は、その都度、必ず**申告書等の写し**を提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。(年度が替わってからの修正申告等による遡っての利用者負担額の変更はできません。)
5. **世帯構成や住所に変更が生じた場合**、『申請内容変更届』を提出してください。利用者負担額が変更になる場合は、提出翌月分からの変更となります。
6. 利用者負担額**以外**の教材費や保護者会費等の金額や納入方法につきましては、入所(園)される施設へお尋ねください。



利用者負担額を自分で調べる方法がありますか？

利用者負担額における市町村民税所得割には、住宅借入金特別控除や配当控除等は適用されませんので、実際に納税していただいている市町村民税所得割の金額と異なります。

そのため、**P 6からの算定方法**を参考にしてください。

